附則第五条第五項中「附則第四条第三項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、「準じて算定した額」の下に「（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同条第九項中「附則第四条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第十項前段中「附則第四条第四項第一号」を「前条第四項第一号」に改め、「準じて算定した額」の下に「に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同項後段を削り、同条第十一項中「附則第四条第四項第二号」を「前条第四項第二号」に改め、「準じて算定した額」の下に「（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同条第十五項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項の次に次の五項を加える。

13　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第六項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

14　平成二十六年度から平成三十年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円）を加えた額とする。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

15　平成二十七年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、下水道事業について、地方公営企業法の適用に要する経費として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

16　平成二十七年度及び平成二十八年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づく新公立病院改革プランの策定を行う市町村について、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額（平成二十七年度及び平成二十八年度の二年度で計二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（新公立病院改革プランの策定を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

17　平成二十七年度に限り、第三条第一項第三号イの表第五十一号の額は、同号の額に、平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の区分の欄に規定する診療所（平成二十七年度において第三条第一項第三号イの表第五十一号第一号の表第一号から第三号までの上欄に規定する診療所を除く。）であつて市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第五十六号第一号の表の右欄以外の診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の額の欄に規定する額に〇・九を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床等の許可病床の数から稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した数を乗じて得た額を加えた額とする。

附則第六条第四項中「次の各号によつて算定した額」を「国の補助金を受けて実施する社会保障・税番号制度システム整備事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた包括算定経費に係る補正後の数値に八円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額」に改め、「の合算額」を削り、同項各号を削る。

附則第七条第七項第二号中「附則第六条第四項第一号」を「前条第四項」に改め、同項第三号を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

附則第八条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項各号中「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第一号、第三号、第六号及び第七号中「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「第七十三号」を「第六十八号」に改める。

別表中

特例市	人口三万人未満
指定都市、中核市及び特例市以外の市	人口三万人以上五万人未満
	人口五万人以上十万人未満
	人口十万人以上

を

施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）	人口三万人未満
指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市	人口三万人以上五万人未満
	人口五万人以上十万人未満
	人口十万人以上

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の特別交付税から適用する。